

3.4 生活関連施設・生活関連経路の設定

3.4.1 生活関連施設の選定

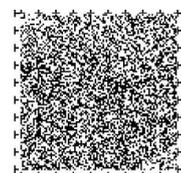
(1) 鳥取駅・城跡周辺地区

鳥取駅・城跡周辺地区で設定した生活関連施設の考え方（選定指標）は、以下に示すとおりです。また、選定結果は生活関連施設一覧に示しています。

施設選定指標

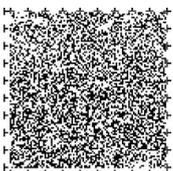
施 設		指 標
官公庁等	行政機関	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内
	郵便局、銀行	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内の本店機能施設
	コミュニティ施設	公的施設かつ不特定多数の人が利用する施設
教育・文化施設	学校	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内の小・中学校
	公民館	公的施設かつ不特定多数の人が利用する施設
	市民会館等	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内および公的施設かつ不特定多数の人が利用する施設
保健・医療・福祉施設	病院・総合福祉施設	不特定多数の人が利用する施設
	高齢者福祉施設	鳥取市高齢者福祉センター（市施設）（不特定多数の人が利用するため）
商業施設	商業施設	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内
宿泊施設	宿泊施設	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内の客室数 50 室以上の施設
公園・運動施設	公園等	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内の地区公園以上の公園及び近隣施設と一体的に利用されている公園
	運動施設	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内
その他施設	観光施設	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内
	路外駐車場	JR 鳥取駅・県庁より半径 500m圏※を結ぶ範囲内の公共の路外駐車場

※半径 500m：高齢者の一般的な徒歩圏



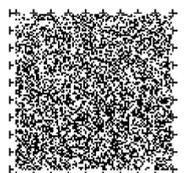
生活関連施設一覧（鳥取駅・城跡周辺地区）（1/2）

分類	施設名	
旅客施設	1	JR 鳥取駅
	2	鳥取バスターミナル
路外駐車場	3	市営片原駐車場
行政機関	4	鳥取県庁第二庁舎
	5	鳥取県庁本庁舎
	6	鳥取市役所駅南庁舎
	7	鳥取市役所本庁舎
	8	鳥取地方裁判所・鳥取家庭裁判所・鳥取簡易裁判所
	9	鳥取第1地方合同庁舎
	10	鳥取地方法務局（鳥取第2地方合同庁舎）
郵便局、銀行	11	鳥取中央郵便局
	12	鳥取銀行本店営業部
	13	山陰合同銀行鳥取営業部
	14	鳥取信用金庫本店営業部
コミュニティ施設等	15	ハローワーク鳥取（鳥取公共職業安定所）
	16	鳥取市福祉文化会館
	17	鳥取市人権交流プラザ
学校	18	久松小学校
	19	醇風小学校
	20	遷喬小学校
	21	日進小学校
	22	明德小学校
	23	北中学校
公民館	24	久松地区公民館
	25	醇風地区公民館
	26	遷喬地区公民館
	27	日進地区公民館
	28	明德地区公民館
市民会館等	29	県立博物館
	30	県立図書館
	31	県民ふれあい会館
	32	とりぎん文化会館
	33	鳥取市民会館
	34	鳥取市文化ホール
	35	鳥取市文化センター



生活関連施設一覧（鳥取駅・城跡周辺地区）（2/2）

分類	施設名	
病院	36	渡辺病院
	37	上田病院
	38	鳥取赤十字病院
	39	鳥取産院
	40	鳥取生協病院
総合福祉施設	41	鳥取市障害者福祉センター(さわやか会館)
	42	鳥取市総合福祉センター(さざんか会館)
高齢者福祉施設	43	鳥取市高齢者福祉センター
商業施設	44	鳥取駅ショッピングプラザ(シャミネ)
	45	丸由百貨店
	46	イオン鳥取店
	47	エスマート川端店
	48	エスマート末広店
	49	ザグザグ吉方温泉店
	50	ドラッグストアエース 鳥取おうちだに店
宿泊施設	51	鳥取グリーンホテルモーリス
	52	グリーンリッチホテル鳥取駅前
	53	鳥取シティホテル
	54	スーパーホテル鳥取駅北口
	55	ホテルレッシュ鳥取駅前
	56	ホテルニューオータニ鳥取
	57	ホテルナショナル 本館・新館
	58	ホテル・アルファワン 鳥取
	59	ホテルモナーク鳥取
	60	鳥取ワシントンホテルプラザ
	61	東横 INN 鳥取駅南口
	62	スーパーホテル鳥取駅前
公園等	63	風紋広場
	64	沢井手公園
	65	久松公園
	66	西町緑地(わらべ夢ひろば)
運動施設	67	鳥取産業体育館
	68	鳥取市総合教育センター体育館
	69	鳥取市武道館
観光施設	70	まちパル鳥取(鳥取市ふるさと物産館)
	71	城下町とっとり交流館「高砂屋」
	72	宝扇庵
	73	仁風閣
	74	わらべ館



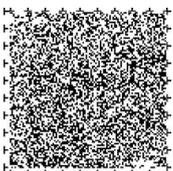
(2) 鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区

鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区で設定した生活関連施設の考え方（選定指標）は、以下に示すとおりです。また、選定結果は生活関連施設一覧に示しています。

施設選定指標

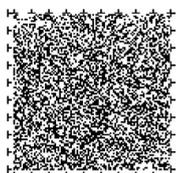
施 設		指 標
教育・文化施設	学校	J R鳥取大学前駅・JR 湖山駅より半径 500m圏※を結ぶ範囲内の小・中学校
	保育園・幼稚園	公的施設かつ障がい者等が利用する施設
	公民館	公的施設かつ不特定多数の人が利用する施設
保健・医療・福祉施設	病院	不特定多数の人が利用する施設
商業施設	商業施設	J R鳥取大学前駅・JR 湖山駅より半径 500m圏※を結ぶ範囲内
運動施設	運動施設	J R鳥取大学前駅・JR 湖山駅より半径 500m圏※を結ぶ範囲内および公的施設

※半径 500m：高齢者の一般的な徒歩圏



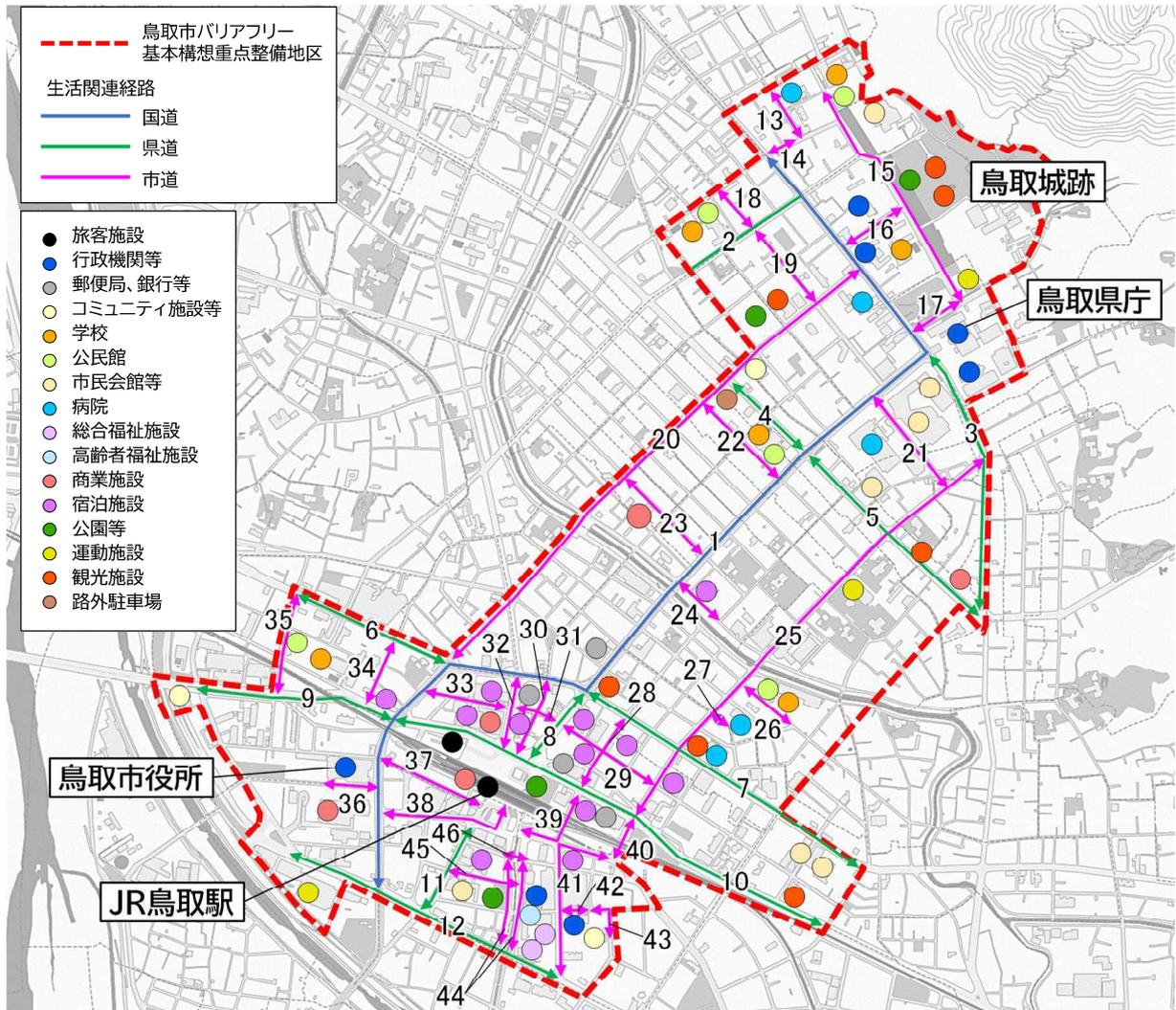
生活関連施設一覧（鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区）

分類	施設名	
旅客施設	1	JR 鳥取大学前駅
	2	JR 湖山駅
学校	3	湖山小学校
	4	湖山西小学校
	5	鳥取大学附属小学校
	6	鳥取大学附属中学校
	7	湖東中学校
保育園・幼稚園	8	若草学園
公民館	9	湖山地区公民館
	10	湖山西地区公民館（鳥取市国際交流プラザ）
病院	11	尾崎病院
商業施設	12	サンマート湖山店
	13	マルイ湖山店
	14	エスマート湖山店
	15	ウェルネス湖山店
	16	ウェルネス湖山東店
運動施設	17	湖山体育館
	18	湖山西体育館



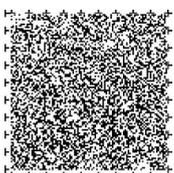
3.4.2 生活関連経路の設定

「マスタープラン」で設定した生活関連経路をもとに、選定した生活関連施設相互のアクセス動線が確保できるように重点整備地区内の生活関連経路を設定しました。

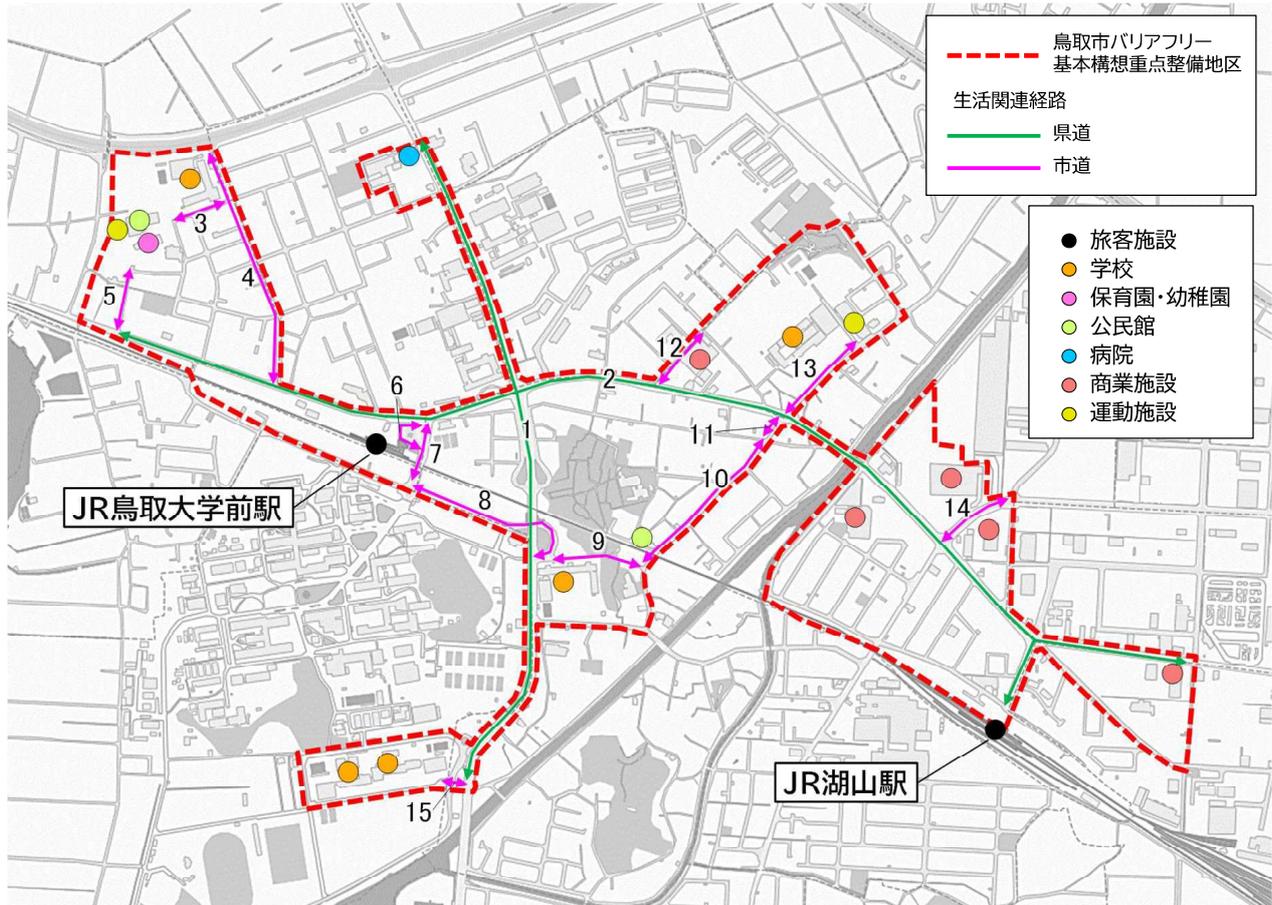


生活関連経路（鳥取駅・城跡周辺地区）

No	路線名	No	路線名	No	路線名	No	路線名
1	国道 53号	13	市道 湯所東町1号線	25	市道 弥生橋通り	37	市道 扇幸町1号線
2	県道 西町鳥取停車場線	14	市道 東町南町1号線	26	市道 吉方温泉通り	38	市道 扇町線
3	県道 若葉台東町線	15	山の手通り	27	市道 未広吉方温泉3号線	39	市道 東品治富安1号線
4	県道 田島片原線	16	市道 東町9号線	28	市道 弥生永楽温泉1号線	40	市道 富安大路線
5	県道 樗谿公園線	17	市道 東町11号線	29	市道 永楽通り	41	市道 永楽富安線
6	県道 鳥取港線	18	市道 第二出合橋通り	30	市道 南北サンロード	42	市道 扇富安2号線
7	県道 鳥取国府線	19	市道 新蔵通り	31	市道 東西サンロード	43	市道 富安線
8	県道 鳥取停車場線	20	市道 智頭街道	32	市道 駅前太平線	44	市道 富安扇町線
9	県道 鳥取鹿野倉吉線	21	市道 掛出尚徳1号線	33	市道 今町4号線	45	市道 扇富安1号線
10	県道 鳥取福部線	22	市道 本町通り	34	市道 瓦町行徳1号線	46	市道 扇町3号線
11	県道 八坂鳥取停車場線	23	市道 川端通り	35	市道 行徳幸2号線		
12	県道 秋里吉方線	24	市道 桜土手通り	36	市道 天神町4号線		

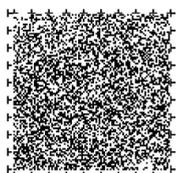


3. 重点整備地区の設定



生活関連経路（鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区）

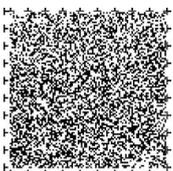
No	路線名
1	県道 鳥取空港布勢線
2	県道 伏野覚寺線
3	市道 湖山西14号線
4	市道 湖山幹線
5	市道 若草学園線
6	市道 大学駅前線
7	市道 大学線
8	市道 大学通り
9	市道 小学校線
10	市道 湖山南北1号線
11	市道 湖山北40号線
12	市道 湖山北26号線
13	市道 湖山賀露線
14	市道 湖山商栄線
15	市道 大学附属通り



3.4.3 生活関連施設・生活関連経路のバリアフリー化の推進

鉄道駅の旅客施設や建築物は、公共施設を中心にエレベーターや車いす使用者トイレなどバリアフリー化が図られていますが、オストメイト対応設備・乳幼児用設備等の充実や分かりやすさの向上などのバリアフリー化が求められます。また、築年数やバリアフリー状況がそれぞれ異なり、各施設の状況に応じて可能な対応を図ることが求められています。

選定した生活関連施設のバリアフリー化を推進するために、本基本構想において特定事業を設定し、特定事業計画にしたがって事業を実施することでバリアフリー化の促進を図ります。



3.4.4 現状把握

〈まち歩き点検・意見交換〉

① 目的

本市のバリアフリー化に関する問題点等を整理するため、関係者団体や施設管理者等で合同の現地調査を行い、鳥取大学前駅及び生活関連施設並びに生活関連経路の課題を把握し、現地調査で確認された意見を交換して、課題の把握・改善案を取りまとめます。

② 実施概要

鳥取大学前駅周辺を例にとり、駅舎や駅前広場、道路、建築物、駐車場について、現地を視察・点検する「まち歩き点検」を行いました。その後、参加者全員により、課題や改善策について情報共有を図るため意見交換を行いました。

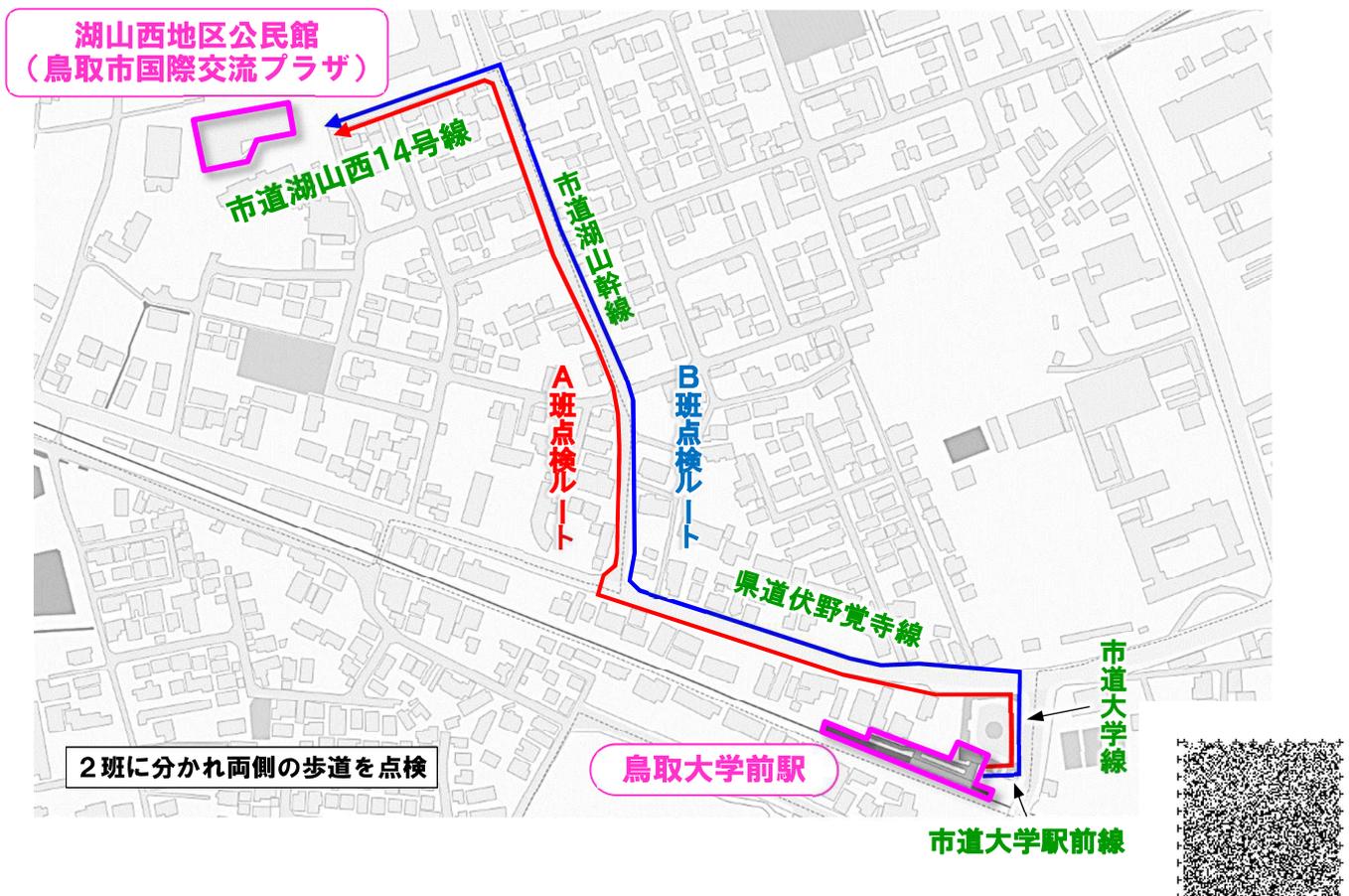
■日時

令和6年6月25日（火） 9:00～12:00

■点検箇所

施設	鳥取大学前駅、 湖山西地区公民館部分のみ
道路	市道大学駅前線→市道大学線→県道伏野覚寺線→市道湖山幹線 →市道湖山西14号線

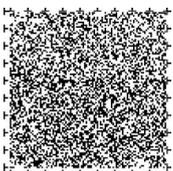
■まち歩き点検ルート



■まち歩き点検 参加者名簿

区分	団体名
学識経験者	公立大学法人公立鳥取環境大学
	国立大学法人鳥取大学
学生	鳥取大学・持続性社会創生科学研究科 (5名)
地元関係者	あけぼの町内会
	白鳥町内会
	大寺屋町内会
	大学前町内会
関係者団体	鳥取市老人クラブ連合会
	鳥取市身体障害者福祉協会連合会 (2名)
	公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会 (3名)
	鳥取県視覚障がい者東部支援センター
	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会 (2名)
交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社山陰支社 (2名)
道路管理者	鳥取県県土整備事務所計画調査課
	鳥取県県土整備事務所道路都市課
	鳥取県県土整備事務所維持管理課
	鳥取市都市整備部道路課 (3名)
事務局	鳥取市都市整備部都市企画課 (2名)
	バリアフリー基本構想業務受注者 (4名)
合計	34名

※2班に分かれてまち歩き点検、意見交換会を実施



【現地点検の状況】



駅のホーム



駅のスロープ



駅舎



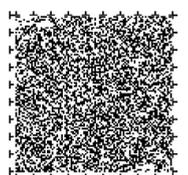
駅舎のトイレ付近



歩道



鳥取市国際交流プラザ



【意見交換会・発表の状況】



意見交換会（A班）



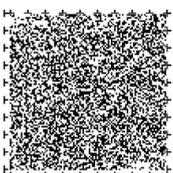
意見交換会（B班）



意見発表（A班）

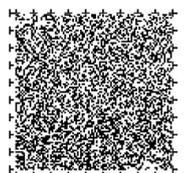


意見発表（B班）

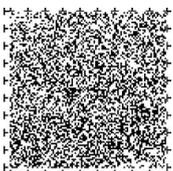


③ 主な意見

種類	意見内容 (○：良い点、▲：改善点)	写真
鉄道駅 (ホーム)	<p>▲電車とホームの隙間が空いており、段差があるので、つまづく危険性がある。</p> <p>▲電車の遅れ時は音声アナウンスのみなので、視覚で分かる案内があるとよい。</p> <p>▲スロープの点字ブロックが途切れている※。【写真】 ※旅客施設における国の「バリアフリー整備ガイドライン」によると、通路等が傾斜路（スロープ）のみの場合には傾斜路への線状ブロックの設置が必要とあり、鳥取大学前駅のような階段に併設する傾斜路では必須ではありませんが、参加者からの意見として記載しています。</p> <p>▲乗車口の位置を明確にしてほしい。</p>	 <p>写真</p>
鉄道駅 (駅舎)	<p>○改札口の幅が広く、通りやすい。 【写真1】</p> <p>○座布団が設置されており、高齢者などの利用者に優しい。</p> <p>▲券売機の位置が高く、車椅子の方へのサポートが必要。</p> <p>▲視覚障がい者や聴覚障がい者に対応した券売機が必要。</p> <p>▲トイレ内に呼び出し用の非常用ボタンや、緊急事態の情報を伝えるランプや音声設備の設置が望ましい。</p> <p>▲トイレ入口の男女案内のピクトグラムが見えづらいので、大きく見やすいものにしてほしい。 【写真2】</p>	 <p>写真1</p>  <p>写真2</p>
駅前 ロータリー	<p>○UDタクシーが待機している【写真1】</p> <p>▲放置自転車が歩道をふさいでいる。 【写真2】</p> <p>▲植樹帯の根っこが隆起し、歩道に段差があり危険。</p> <p>▲点字ブロックの色が薄いため、弱視の人には見えづらい。</p> <p>▲タクシー乗り場まで、屋根があった方が車椅子の方にも優しい。</p> <p>▲ロータリーの道路と歩道の上に段差がある。</p>	 <p>写真1</p>  <p>写真2</p>



種類	意見内容 (○：良い点、▲：改善点)	写真
道路	<p>○県道は歩道が広く、段差も少ないので歩きやすい。【写真1】</p> <p>○県道と市道のT字路交差点に音響信号機が設置されている。</p> <p>▲市道の歩道が狭く、すれ違うことが困難。</p> <p>▲歩行者青信号が短く、高齢者や障がい者は渡りきれない。</p> <p>▲横断歩道でエスコートゾーン（横断歩道点字ブロック）の設置がない。【写真2】</p> <p>▲市道は歩道が狭く点字ブロックがない。点字ブロック設置が難しい時は、交差点だけでもあると安心感が増す。</p> <p>▲車椅子やベビーカー用の歩道の切れ間（段差フリー）の箇所があるといい。</p>	 <p>写真1</p>  <p>写真2</p>
建築物 湖山西地区公民館（国際交流プラザ）	<p>○1F多目的トイレは広く、ベンチが設置されている。【写真】</p> <p>▲身障者用トイレの電気のスイッチの場所が分かりづらい。できればライトは自動にしてほしい。</p> <p>▲エレベーターの幅が狭い。</p> <p>▲1F多目的トイレの照明スイッチが外にあり、分かりにくい。</p> <p>▲総合案内に点字ブロックがあるとよい。</p>	 <p>写真</p>
駐車場 湖山西地区公民館（国際交流プラザ）	<p>○十分な大きさの障がい者用駐車施設が設置されている。【写真】</p> <p>▲障がい者用駐車施設と分かりやすいようにカラーリングするとよい。</p>	 <p>写真</p>
心のバリアフリー	<p>○駅を利用の際、事前連絡をすれば、JR職員のサポートが可能。</p> <p>○券売機に電話が設置され、オペレーターによる補助が可能。【写真】。</p> <p>▲自転車とのすれ違いが不安なため、自転車は車道を走るように呼びかける。</p>	 <p>写真</p>



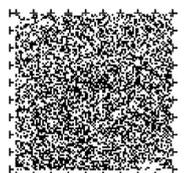
④ まとめ

まち歩き点検および意見交換会を実施し、普段見逃しがちな視点や考え方を共有することができました。

鳥取大学前駅では、駅舎のトイレの設備不良や、電車の遅れ時は音声アナウンスのみで、視覚で分かる案内があるとよいなどの課題がありました。

鳥取大学前駅から鳥取市国際交流プラザまでの道路では、歩道の幅が広く、段差が少ないため歩きやすいといった意見があった一方で、市道は歩道が狭く車椅子が通りづらいなどの課題が挙がるなど、バリアフリー化の状況を把握することができました。

取りまとめた意見等は、特定事業を行う事業者に対して提案を行います。



4. 特定事業・その他の事業

4.1 特定事業の設定の考え方

『特定事業』は、重点整備地区の生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体化するためのもので、基本構想における要です。特定事業には、バリアフリー法で定めるハード整備に関する6つの事業（公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）とソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）があり、基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

また、特定事業以外の重点整備地区内におけるその他のハード事業やソフト事業については『その他の事業』として位置付け、特定事業とあわせて事業を推進します。

■特定事業の内容

①公共交通特定事業

- ・特定旅客施設^{※1}におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・バリアフリー化のために特定車両^{※2}を底面の低いものとする等

②道路特定事業

- ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置
- ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）

③路外駐車場特定事業

- ・特定路外駐車場^{※3}におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備

④都市公園特定事業

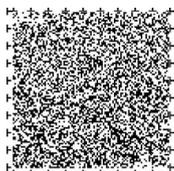
- ・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設^{※4}の整備

⑤建築物特定事業

- ・特定建築物^{※5}におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所敷地内の通路、駐車場その他の建築物またはその敷地に設けられる施設）の整備
- ・全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設^{※6}の整備

⑥交通安全特定事業

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号



機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置 等)

- ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動 等）

⑦教育啓発特定事業

- ・ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障がい当事者によるセミナーや車いすサポート体験、高齢者疑似体験 等）の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等）
- ・ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く）（障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車いす使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等）

※1 特定旅客施設 : 旅客施設（駅など）のうち、利用者が相当数であること
 ※2 特定車両 : 旅客の運送を行うために使用する車両（バスなど）のこと
 ※3 特定路外駐車場 : 駐車場法に規定する路外駐車場であって、自動車の用に供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの
 ※4 特定公園施設 : 移動円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設
 ※5 特定建築物 : 不特定多数の者又は主として高齢者、身体障がい者等が利用する施設のこと
 ※6 建築物特定施設 : 出入口、廊下、階段、エレベーターなど政令により定めるもの

公共交通特定事業
ノンステップバスの導入



ホームドアの設置等



道路特定事業
視覚障害者誘導用ブロックの設置



車道との段差解消



路外駐車場特定事業
車椅子使用者用駐車区画の整備等



都市公園特定事業
園路の段差解消

障害者対応型トイレの整備等



建築物特定事業
建築物内のエレベーター設置等の段差解消



障害者対応型トイレの整備



交通安全特定事業
音響式信号機
残り時間のわかる信号機



エスコートゾーンの設置



+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

（想定される事業）

- ・ 小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・ 公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・ 障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・ 高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会 等

【教育啓発特定事業のイメージ】



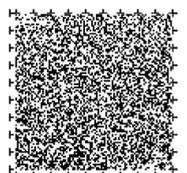
小学生による公共交通の利用疑似体験



タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの改訂について（国土交通省）

特定事業のイメージ



4.2 特定事業の内容

特定事業として設定した事業を、重点整備地区別、事業別に以下に示します。

また、各事業において整備目標を、短期（令和7年度～令和11年度）、中期（令和12年度～令和16年度）、長期（令和17年度以降の対応を検討）として設定します。施設改修等にあわせて検討する事業については、「その他」としています。

(1) 鳥取駅・城跡周辺地区

公共交通

○ JR鳥取駅

[事業主体]西日本旅客鉄道株式会社

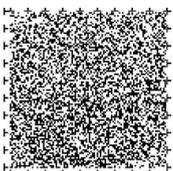
事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7～	中期 R12～	長期 R17～	その他	
⑦ ●	心のバリアフリー	駅や車両利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
		サービス介助士の取得	継続的に実施				
		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
備考							

■特定事業(①～⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

短期:令和7年度～令和11年度
 中期:令和12年度～令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討
 (時期未定)



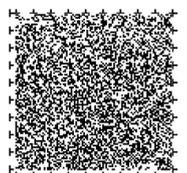
○ 鳥取バスターミナル

[事業主体]鳥取バスターミナル株式会社

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
①	—	令和7年度以降「駅周辺再整備事業」による再編予定であり、バリアフリー設置基準による整備を行う					
⑦	心のバリアフリー	施設利用マナー・ルールの周知・啓発	継続的に実施				
		職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実	継続的に実施				
		コミュニケーション支援ボードの設置	継続的に実施				
●							
備考							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 - ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 - ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 - ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

- 実施時期
- 短期:令和7年度~令和11年度
 - 中期:令和12年度~令和16年度
 - 長期:令和17年度以降の対応を検討
 - その他:施設改修等にあわせて検討(時期未定)



道路

○ 国道

(対象路線:国道 53 号)

[事業主体] 国土交通省 鳥取河川国道事務所

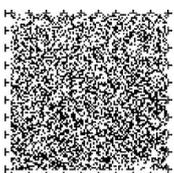
事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
②	歩道等	車椅子使用者に配慮した横断歩道接続部や歩車道境界部の整備(段差、勾配)					*
		連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置					*
	バス停留所	バス停留所の快適な待合環境の整備(バス事業者との連携)					*
		乗降しやすいバス停留所への改修					*
⑦	普及・啓発	歩行者や自転車利用者への通行ルール・マナーの啓発の促進	継続的に実施				
●	維持管理	舗装や路面標示、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、街路樹などの適切な維持管理の実施	継続的に実施				
	案内設備・情報のバリアフリー	多様な利用者に配慮した見やすく分かりやすい案内表示の設置					*
備考							
* 各項目の具体の事業内容や実施箇所等は、関係者と協議の上検討する。							

■ 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
 ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
 ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
 ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■ 実施時期

- 短 期:令和7年度~令和11年度
 中 期:令和12年度~令和16年度
 長 期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討
 (時期未定)



○ 県道

(対象路線:西町鳥取停車場線・若葉台東町線・田島片原線・樗谿公園線・鳥取停車場線・鳥取港線・鳥取国府線・鳥取福部線・鳥取鹿野倉吉線・八坂鳥取停車場線・秋里吉方線)

[事業主体]鳥取県

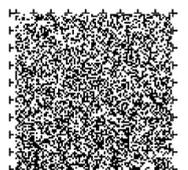
事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
②	歩道等	平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備	[Blue bar]				*
		水はけがよく、がたつきが生じにくい舗装の整備	[Blue bar]				*
		横断歩道接続部等や歩行者動線上には目の細かい水路蓋の設置	[Blue bar]				*
		歩道の車道に対する高さは十分な高さの確保(セミフラット型への改良)	[Blue bar]				*
		縁石は、車道等に対する高さが15cm以上を確保	[Blue bar]				*
		車両乗り入れ部は十分な幅員を確保	[Blue bar]				*
		交差点には、安全に信号待ちができる平坦な溜まり空間を確保	[Blue bar]				*
		車椅子使用者に配慮した横断歩道接続部や歩車道境界部の整備(段差、勾配)	[Blue bar]				*
		連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	[Blue bar]				*
	バス停留所	乗降しやすいバス停留所への改修	[Blue bar]				*
⑦	普及・啓発	歩行者や自転車利用者への通行ルール・マナーの啓発の促進	継続的に実施 →				
●	維持管理	舗装や路面標示、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、街路樹などの適切な維持管理の実施	継続的に実施 →				
	案内設備・情報のバリアフリー	多様な利用者に配慮した見やすく分かりやすい案内表示の設置	[Blue bar]				*
備考							
* 各項目の具体的な事業内容や実施箇所等は、関係者と協議の上検討する。							

■特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)

- ①公共交通特定事業 ②道路特定事業
- ③路外駐車場特定事業 ④都市公園特定事業
- ⑤建築物特定事業 ⑥交通安全特定事業
- ⑦教育啓発特定事業 ●その他の事業

■実施時期

短期:令和7年度~令和11年度
 中期:令和12年度~令和16年度
 長期:令和17年度以降の対応を検討
 その他:施設改修等にあわせて検討
 (時期未定)



○ 市道

(対象路線: 弥生橋通り・弥生永楽温泉1号線・末広吉方温泉3号線・本町通り・富安大路線・富安線・富安扇町線・南北サンロード・湯所東町1号線・東品治富安1号線・東町南町1号線・東町9号線・東町11号線・東西サンロード・天神町4号線・智頭街道・第二出合橋通り・扇富安2号線・扇富安1号線・扇町線・扇町3号線・扇幸町1号線・川端通り・新蔵通り・山の手通り・桜土手通り・今町4号線・行徳幸2号線・吉方温泉通り・吉方温泉1号線・瓦町行徳1号線・掛出尚徳1号線・駅前太平線・永楽富安線・永楽通り)

[事業主体] 鳥取市

事業内容							
特定事業等	項目	事業内容	実施時期				備考
			短期 R7~	中期 R12~	長期 R17~	その他	
②	歩道等	平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間の整備の検討					*
		歩道の無い区間における、外側線の整備の検討					*
		水はけがよく、がたつきの生じにくい舗装の整備の検討					*
		横断歩道接続部等、歩行者動線上に水路蓋などを設置しないよう留意する					*
		マウントアップ型の歩道についてセミフラット型への改良(標準高さ 5cm)					*
		縁石は、車道等に対する高さが 15cm 以上を確保					*
		車両乗り入れ部は十分な幅員を確保					*
		交差点には、安全に信号待ちができる平坦な溜まり空間を確保					*
		車いす使用者に配慮した横断歩道接続部や歩車道境界部の整備(段差、勾配、切り欠き)					*
		JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックを整備					*
		横断部手前の視覚障害者誘導用ブロックは警告ブロックに対し直角に接続するなど適正な配置					*
バス停留所	乗降しやすいバス停留所の整備を検討					*	
⑦	普及・啓発	歩行者や自転車利用者への通行ルール・マナーの啓発の促進	継続的に実施				
●	維持管理	舗装や路面標示、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、街路樹などの適正な維持管理の実施	継続的に実施				
	案内設備・情報のバリアフリー	多様な利用者に配慮した見やすく分かりやすい案内表示の設置					*
備考							
*  実施時期は道路バリアフリー計画策定後に検討。							

- 特定事業(①~⑦)・その他の事業(●)
- ① 公共交通特定事業 ② 道路特定事業
 - ③ 路外駐車場特定事業 ④ 都市公園特定事業
 - ⑤ 建築物特定事業 ⑥ 交通安全特定事業
 - ⑦ 教育啓発特定事業 ● その他の事業

- 実施時期
- 短期: 令和7年度~令和11年度
 - 中期: 令和12年度~令和16年度
 - 長期: 令和17年度以降の対応を検討
 - その他: 施設改修等にあわせて検討(時期未定)

